

民生委員・児童委員の
ひろば

2024

5

May

支えあう 住みよい社会 地域から

特集

知っておきたい

民生委員・児童委員活動と個人情報保護

解説 個人情報保護委員会事務局

●〈実践事例紹介〉なりて確保と定着に向けた取り組みを考える 第1回

令和4年12月の一斉改選を振り返る

● 全民児連NEWS

令和6年度全民児連の事業計画が決定しました

令和6年5月 孤独・孤立対策強化月間に全国キャンペーンを行います

● 知っておきたいハラスメント

新連載スタート〈予告〉



知って おきたい

民生委員・児童委員活動と 個人情報保護

民生委員・児童委員（以下、民生委員）には、その活動に必要となる個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられている一方、民生委員の活動において知りえた個人情報については、その個人の権利の観点から極めて慎重かつ適切に取

り扱うことが求められます。そこで、個人情報保護委員会からすべての民生委員が知っておきたい個人情報保護に関する知識と取り扱いの基本を解説いただくとともに、全民児連の個人情報に関する取り扱いに関する考え方について紹介します。

個人情報とは

個人情報の保護に関する法律（平成15（2003）年法律第57号。以下、「個人情報保護法」）は、利用者や消費者が安心できるように、企業や行政機関などに個人情報をきちんと大切に取り扱ってもらうたうえで、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。

個人情報保護法の改正により、令和5（2023）年4月からは、民間部門（個人情報取扱事業者）に加えて、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等）に係る個人情報保護制度についても個人情報保護委員会が所管するとともに、監視・監督権限等が一元化されました。

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（個人番号、マイナンバーなど）が該当します。

たとえば、氏名は社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、通常、個人情報になります。特定の個人を識別することができる顔写真も、個人情報になります。また、生年月日と氏名の組み合せ、電話番号と氏名の組み合せなどは、これらの情報が全体として個人情報になります。

個人識別符号とは、その情報だけでも特定の個人を識別できる番号、記号、符号等のことです（具体的には政令や規則で列挙）。た

個人情報保護法とその改正

個人情報の保護に関する法律

法制度の概要と民生委員・児童委員活動

解説

個人情報保護委員会事務局

とえば、パスポート番号、基礎年金番号、マイナンバーなどが該当します。

民生委員・児童委員活動に関するよくある質問と回答

個人情報保護委員会ホームページでは、よくある質問と回答（FAQ）を掲載しています。そのなかから、民生委員活動に関するFAQをご紹介します。

（送本紙面では、FAQに一部補足などを行っています。）

質問① 民生委員をしていますが、民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

回答① 民生委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行う

ものとされており、活動の円滑な実施のために個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることもふまえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

民生委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができます（個人情報保護法第27条第1項第1号及び第4号）。したがって、これらの場合、民生委員は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。

民生委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることもふまえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

質問② 地方公共団体から民生委員へ、活動に必要な個人情報を提供することは可能ですか。

回答② 地方公共団体は、保有個人情報を利用目的の範囲内で民生委員に利用させる、または提供することができます。

地方公共団体が、民生委員に対して、保有個人情報を臨時に利用目的以外の目的のために利用させ、または提供を行う場合としては、

① 法令に基づく場合

② 民生委員は特別職の地方公務員であるため、民生委員法や児童福祉法に基づく業務に必要な限度で提供に係る保有個人情報を

利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときであって、情報提供を行う地方公共団体の機関と情報提供を受ける民生委員との関係や民生委員が行う事務の内容に応じて、法第69条第2項第2号または同項第3号を根

拠に行う場合
が考えられます。

また、同号における「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。相当の理由があるか否かは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなります

が、例外的に利用目的以外の目的のための利用・提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。

以上をふまえ、実際の提供の適否については、保有個人情報の内容、当該保有個人情報の利用目的、提供先における必要性等を勘案して、利用目的のための提供を利用目的以外の目的のための提供かを含め、地方公共団体において適切に判断する必要があります。

困ったときの相談先

個人情報保護委員会では、個人情報保護法に関する総合的な案内所として「個人情報保護法相談ダイヤル」を設け、個人情報等の取扱いに関する相談を受け付けています。

電話番号 03-6457-9849
受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日および年末年始を除く)

また、個人情報保護法に関する基本的な質問に対しても常時対応可能な「個人情報保護委員会チャットボットサービス（P.P.C.質問チャット）」の提供を行っています。さらに、個人情報保護委員会ホームページでは、個人情報保護法についてのガイドライン等のほか、パンフレット、動画等の広報資料もご用意しております。個人情報保護委員会では、今後も個人情報保護法の理解の促進に努めてまいります。引き続き皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

民生委員・児童委員活動における

個人情報の基本的な考え方と留意点

民生委員・児童委員（以下、民生委員）は、関係機関・団体と協力しながら、状況に応じてさまざまなお相談・支援を行っています。

「地域の身近な相談相手」である民生委員にとって地域住民との信頼関係は大変重要であり、その構築のためにも、個人情報の取り扱いには細心の注意を払わなければいけません。あらためて、民生委員活動における個人情報の取り扱いについて考えてみましょう。

民生委員活動と個人情報保護

民生委員活動では、支援を必要とする世帯の情報を得ることが求められる場合が多くあります。

また、支援を行うにあたっては、

関係機関・団体と連携・協力することが不可欠です。社会福祉関係者は法令等により「守秘義務」が課せられています。その前提のも

とに、関係者同士がお互いを信頼し、課題解決のために支援が必要な世帯の情報を提供・共有します。

民生委員も、民生委員法第15条で「守秘義務」が課せられています。民生委員は個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、民生委員法の守秘義務規定に則り、住民との信頼関係を損なわないよう個人情報の取り扱いには十分注意する必要があります。個人情報の取り扱いについての注意を払っている姿勢や、民生委員には守秘義務があることを住民や関係者に示していくことが、地域住民からの信頼を得ることにつながります。

情報収集・本人の同意

民生委員は活動のなかで、必要に応じてさまざまな個人情報を収集します。その際、支援に必要な情報のみの収集に留めること、情

報収集の目的を明確にし、その情報を使うのかを丁寧に説明しましょう。あわせて、支援を必要とする世帯との合意形成が重要です。支援を必要とする世帯への説明や同意が必要な内容として、

① 支援の記録をとる（保管は慎重に行い、目的外使用はしない）
② 記録の開示請求があれば同意する

③ 支援に必要と思われる関係機関・専門職・住民などには情報を共有する（支援の関係で、それ以外の機関・団体等との共有が必要になった場合はあらためて同意を得る）
④ 生命、身体、財産等に関わる緊急時は例外的な取り扱いを行う可能性がある

といった4つがあげられます。

福祉票等の管理・民児協内での管理のあり方

民生委員活動のなかで作成した、福祉票等の個人情報の記載された書類の管理には注意が必要です。具体的には「外にもち出さない」、

開示請求への対応

会議終了後に資料を回収するなどの配慮をしましょう。また、事例検討会議であっても、何らかの理由で、支援対象であ

「資料として外部にそのまま提供しない」、「支援が終結した時点で情報を破棄する」、「記録には、本人に確認したことのみを記載し、支援に直接関係ない事項や、『うわさ』、『伝聞』等は記載しない」、「本人や家族が記載を拒否する事項は記録しない」といったことに留意する必要があります。

個人情報の取り扱いについては、民生委員個人だけでなく、民児協として取り決めておく必要もあります。たとえば、他機関を含めた事例検討会議（ケース会議）等を行う場合は、支援に直接関わることのため、担当世帯の個人情報を出すことは問題ないでしょう。

しかし、実践発表や研修、研究が目的で担当世帯の個人情報を使用する場合は、基本的に本人の同意を得たうえで、資料の匿名化を図るなどの配慮が必要です。

また、事例検討会議であっても、会議終了後に資料を回収するなどの配慮をしましょう。

る世帯から、「自分の福祉票の記載内容を見せてほしい」、「自分の福祉票を修正・抹消してほしい」といった要求がくることがあります。このような要求には、誠実な対応が必要です。いつも求められており、開示の可能性がある諸資料には、つねに客観的な事実のみを記録するようにしましょう。

記録内容について本人から訂正や削除を求められた場合は、修正後的内容を本人と再確認する必要があります。本人の権利・利益を保護するために記録の利用を停止する必要が生じた場合は、記録そのものの処分、返却といった対応を図ります。

行政、関係機関・団体との連携・協働と個人情報

民生委員が地域福祉推進の役割を發揮するうえで、「協働・連携」は欠かせません。関係機関や支援者から情報の共有を求められることがあります、地域の実情をふまえた個人情報の第三者提供のルールづくりが必要です。福祉専門職などの守秘義務をもつ者とボランティアなどの守秘義務がない

者では、伝えられる情報が異なります。「誰に」「どこまで」情報を提供するかといったことを民児協として決めておきましょう。

一方で、行政から活動上必要な担当地区住民に関する情報が提供されず、活動に支障が生じているといった声もあります。必要な場合は、「民児協」として行政に情報の提供を求めることが大切です。

生命等に関わる緊急時の対応 ～取り扱い上の例外～

個人情報は基本的に、許可なく他の人に伝えることは認められていません。しかし、生命・身体・財産に関わる事態において、「緊急を要し」かつ「本人確認が取れない」場合、例外的に個人情報の第三者提供が認められます。

緊急かどうかの判断に迷うケースが発生する可能性もあるので、民児協で事例検討や話しあいを重ね、緊急対応時の判断力を磨きましょう。

さいごに

個人情報の取り扱いとしてつながりがけたい事項です。当てはまる項目をチェックしてみましょう。

- 個人情報の含まれる書類等は、家族の目にふれないよう保管している。
- 研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了後に回収するようにしている。

- 記録(書類)は、コピーしたり、外へはもち出していない。
- 民児協として、個人情報保護について定期的に学習している。
- 記録には、事実のみを記録している(伝聞、うわさなどは記載していない)。

民児協で、記録の引き継ぎや、支援のための関係者との情報共定期的に確認している。

有のためのルールを定めている。

民児協で、情報紛失時等、万が一に備えた対応ルールを定めている。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

①福祉票等の個人情報が記載された書類をどのように保管しているか話しあってみましょう。

②民児協として、個人情報をどのように管理するか決めましょう。

なりて 確保と定着に向けた取り組みを考える

第1回

令和4年12月の一斉改選を振り返る

令和4年12月の民生委員の一斉改選では、全国の定数24万5,471人に

対し、委嘱数22万5,336人で、約1万5,000人の欠員が発生しました。充足率も93・7%で、前回（令和元年12月）の一斉改選と比べ約1・5%低下しました。

本連載は、民生委員、児童委員（以下、民生委員）のなりて確保が喫緊の課題となるなか、次期改選に向けて具体的な対策を行うためのヒントとして、各地の実践事例を紹介するものです。

実際の取り組み紹介は次号からと

なりますが、今回は前段として、全民児連が令和5年度に実施した、令和4年12月の一斉改選の振り返りの結果を報告します。なお、報告の全体は全民児連ホームページをご覧いた

だけます。

ヒアリングから考えるなりて確保

今回の振り返りでは、18市区町村を対象にヒアリングを行い、推薦の仕組みや行政・社協からの依頼事項、行政・民児協としての民生委員への支援などを聞き取りました。

ヒアリングでは、「推薦がスマートな地域の特徴」や「委員活動を続けやすい環境」について、市区町村を問わず次のような比較的共通の傾向がみられました。

- ・自治会や地域の関係機関が民生委員の意義や活動、必要性を理解している地域
- ・民生委員と自治会が日々から連携している地域

【推薦がスマートな地域としてあげられた地域の特徴】

- ・自治会や地域の関係機関が民生委員の意義や活動、必要性を理解している地域
- ・企業への働きかけ

- ・携している地域
- ・地域活動が活発な地域
- ・（比較的）高齢化がすすんでいない地域
- ・実情に合った配置基準や選任要件の検討
- ・なりて確保への主体的な取り組み
- ・業務の見直し
- ・研修や情報交換の場の充実
- ・取り組みを続ける環境としてあげられた内容

- ・(2) 地方自治体で取り組むこと
- ・実情に合った配置基準や選任要件の検討
- ・取り組みを続ける環境としてあげられた内容
- ・委員活動を続けやすい環境としてあげられた内容
- ・地区内に限らずさまざまな委員とやすい関係性である
- ・地区内に限らずさまざまな委員と情報交換ができる
- ・活動のなかでやりがいや楽しさを感じられる
- ・活動のなかでやりがいや楽しさを感じられる
- ・委員が活動しやすい環境づくり
- ・働きながら活動する委員への理解
- ・時代の変化や所属委員の状況に合わせた活動の見直し
- ・水平型組織としての単位民児協運営
- ・事務局機能の強化
- ・欠員地域への対応
- ・単位民児協運営の支援

今後に向けた提案／実施主体別

これらをふまえ、民生委員のなりて確保のために有効と考えられる取り組みを、主体別に整理しました。今後は、これらの主体が協力しあい、ともに取り組むことが重要です。

(1) 国で取り組むこと

各省庁に対する民生委員活動の理

- ・解促進
- ・安心して活動できる環境づくり
- ・普段の活動のなかでの意識づけ
- ・意見具申の実施
- ・やりがいの発信

(4) 全民児連が取り組むこと

- ・国・地方自治体への要望活動
- ・社会へのアピール
- ・広報活動の支援
- ・各地の取り組みの発信
- ・都道府県・指定都市や市区町村民児協のリーダー層に向けた支援



令和6年度全民児連の事業計画が決定しました

令和6(2024)年3月1日、全民児連評議員会で令和6年度事業計画を決議しました。

『令和6年度事業計画 活動の重点』

重点1 活動環境の整備と委員活動への包括支援・改善

- ・活動環境の改善整備の要望活動等を厚生労働省、こども家庭庁、地方公共団体等に向けて展開する
- ・なりて確保のための取り組みを働きかけるとともに、全民児連としての広報活動を行う
- ・制度創設110周年(令和9(2027)年度)に向けて事業の展開、財政、組織機能・体制の強化を検討する

重点2 こども家庭政策の課題と児童委員・主任児童委員の連携・活動強化について

- ・主任児童委員制度の現状と課題、今後のあり方の検討結果(中間整理)に基づく取り組み強化とともに

に、児童委員と主任児童委員が連携した活動等の検討を深める
・改正児童福祉法施行に伴う児童委員、主任児童委員活動への影響とこども家庭政策の展開について継続的に情報収集し、必要に応じて対応する

重点3 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進

- ・2025年問題に向けて地域における高齢者を取り巻く課題の実態を把握し、課題提起をすすめる
- ・孤獨・孤立対策、生活困窮者自立支援への包括的な支援体制を担う地方公共団体に働きかける

重点4 災害への備えと被災地民児協支援

- ・これまでの被災地民児協支援の取り組みの検証と、今後新たに支援に向け、引き続き検討する
- ・長期的な復旧・復興支援にあたる被災地民児協の支援と風化防止に取り組む

令和6年5月 孤独・孤立対策強化月間に全国キャンペーンを行います

孤独・孤立の問題が広がるなか、社会全体で解決に向けた取り組みが求められています。国は、孤独・孤立対策推進法施行を契機に、孤独・孤立についての理解・意識や機運を立ち上げます。

会全体で高めていくため、5月を強化月間とし、集中的な取り組みを呼びかけています。

民生委員・児童委員はこれまで、日常的に身近な地域における見守りや助け合い等の活動をしてきました。

しかしながら、孤独・孤立の問題が深刻化するなか、地域においてSOSを発しにくい人びとの二ーズ把握や地域におけるつながりづくり等を強化していく必要があります。

さらに、災害に備えでは、地域での日々の支え合いや関係機関との連携の重要性が高まっています。こうした状況をふまえ、同じく地域のつながりづくりに取り組む社会福祉協議会、老人クラブとともに、孤獨・孤立対策への取り組みをいっそ

実施期間
令和6年5月1日(水)～31日(金)

呼びかけ団体

- ・全国民生委員児童委員連合会
- ・全国老人クラブ連合会
- ・全国社会福祉協議会(地域福祉推進委員会)



孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

